

「安全の手引き」

〈フィジー編〉

2023年1月31日

在フィジー日本国大使館

〈 目 次 〉

I はじめに

II 防犯・事故・その他注意事項

III 緊急事態対処マニュアル

IV おわりに

I はじめに

この手引きは、フィジーに滞在されるにあたり当地治安情勢や自然災害の発生等を踏まえて必要な安全対策に関する参考資料として作成したものです。フィジーについて「南太平洋に浮かぶ常夏の楽園」とのイメージが先行するところですが、治安情勢について言えば「楽園」とはほど遠いと言わざるを得ません。歴史を振り返れば、民族問題や政治問題に起因して過去4回に亘りクーデターを経験し、経済状態の悪化から治安情勢は著しく悪化しました。現在も引き続き一般犯罪被害について十分な注意が必要となる地域があります。

自然災害については、フィジーは環太平洋造山帯に連なるため地震による津波災害の可能性があるだけでなく、地球規模での気象変動の影響を受け、過去例をみない大型サイクロンが来襲する等自然災害の可能性が高まっている地域とも言えます。

テロについては、オーストラリアやニュージーランドなどの近隣国の主要都市において国際テロリストによる活動が顕在化しており、フィジーのような南太平洋の島嶼国は「ソフトターゲット（攻撃しやすい比較的警備の緩やかな目標）」として狙われる可能性も否定できません。

新型コロナウイルスへの対応を巡ってフィジー政府は強権的な面があり、市中感染の第1波及び第2波の当初は多くの邦人がフィジーから出国できない状況が生起しました。また医療体制が脆弱なため感染しても必要な治療を受けることができない事態も過去に発生しています。

フィジーにおいて上記のような犯罪、自然災害及び疾病から自身や家族を守るには、当地における治安情勢や犯罪の傾向などを把握し、必要な安全対策を積極的に講じること、常日頃から自然災害情報を入手し不測事態に備える、そして「自分の身は自分で守る」という意識が大切です。当資料に記載した過去の事例等や対策を参考にされて、安全対策に万全を期してください。

II 防犯・事故・その他注意事項

1. 防犯の基本的な心構え

「自分の身は自分で守る」心構えが極めて重要です。日本は世界有数の安全大国です。日本に比べて、フィジーの警察等治安当局の能力や信頼性は低いと言わざるを得ません。日本での生活同様、安心できる生活環境を確保するには、当地の現状をよく把握した上で、自ら不足する部分を補うほかないとの認識に立ち、安全対策を実践していくことが大切です。

2. 最近の犯罪発生状況

フィジー警察が公表した2021年の犯罪統計によると、全体として17,402、件の刑事事件が記録され、内訳として、対物犯罪（窃盗や強盗）が全体の38%を占めており、続いて対人犯罪（暴行や傷害）32%、その他刑法に反する犯罪（薬物等）が17%、公共秩序に対する犯罪（性犯罪等）4%となっています。地域別では、首都圏（スバ市、ラミ町、ナシヌ町及びナウソリ町）及び西部地区（ラウトカ市、ナンディ町及びバ町）は、各種犯罪の発生件数がその他の地域に比べて多い傾向にあります。一方、銃火器の取り締まりは厳重であり、銃火器に係る犯罪は減多に発生しません。

観光等短期滞在者を含む在留邦人が被害を受ける事例としては、スリ、ひったくり、路上での傷害強盗、住居（ホテル）侵入強盗が多く報告されています。

フィジー警察は、警官訓練の強化や警察車両の拡充等により、犯罪撲滅に努力しており一般犯罪件数は減少傾向にあります。他方、日本の警察と比較した場合、その犯罪捜査能力は発展途上にあり、通常警官は拳銃を携行していないうえ、出動要請への対応も鈍重と言わざるを得ません。

3. 防犯のための具体的注意事項（邦人の主な被害例と防犯対策）

日本からの旅行者、語学留学生及び長期滞在の邦人の方が犯罪に巻き込まれるケースが毎年少なからず発生しています。最近の主な被害例と防犯対策を以下に例示しますので参考にしてください。

（1）住居侵入窃盗

〈事例〉

夜明け前、自宅裏口から3人の賊が侵入。就寝中のところをナイフで脅され、シーツなどを引き裂いて口や腕を拘束されると共に自宅内の現金、パソコン、携帯電話などを強奪された（自宅裏口付近の窓が開いており、そこから手を伸ばせば裏口の鍵を開錠することができた。）。

〈主な防犯対策〉

- ア 誰しも時間経過とともに気が緩む性質があることを念頭に確実に施錠すること。
- イ 住居を探す際は、まず安全な地域・物件を選ぶ。自宅の警備対策の有無ならず、近隣住宅の警備員の有無なども把握する。
- ウ 契約する前に出入り口のドアの強度、施錠設備、窓の鉄製格子の設置状況等を確認し、不備な部分は入居前に補強、修理してもらう。
- エ 必要に応じて使用人や警備員の雇用、警報装置の設置、番犬の配備などを考慮する。
- オ 主寝室は、在宅中に賊が侵入した場合の避難室になると想定し、扉、鍵及び錠を堅牢なものにし、室内には電話、サイレン、緊急連絡先リスト及び防犯ベル等を常備する。
- カ 家を長期間留守にする際は、貴重品を放置しない。
- キ ナイフ等刃物を携行している事例が多いため、万が一賊の侵入を許した場合、身体の安全を最優先し抵抗は避けて求めに応じて金銭等を差し出すことも考慮する。
- ク 上層階といえども、夜間及び就寝中は、施錠を確実に実施する。

(2) ホテル侵入窃盗

〈事例1〉

邦人旅行者がホテル客室で就寝中、窓から強盗が侵入し、金品を強奪された（換気のため窓を開けており、改装工事のため窓の外には足場が組まれていた。）。

〈事例2〉

意気投合した現地人とホテル客室で飲食中、断りもなく当該現地人の友人数名が客室に入り、バッグを強奪した。

〈主な防犯対策〉

- ア 監視カメラ、警備員の配置等警備対策が施されたホテルを選ぶ（可能であれば上層階の部屋を選ぶ。）。
- イ 外出時はもとより就寝時も窓、入口やベランダのドアその他賊の侵入口となる場所の施錠を厳重に行い、パスポート、航空券、現金等の貴重品はセーフティボックス等の安全と思われる場所に保管する。
- ウ 見ず知らずの者が親しげに話しかけてきた場合は十分警戒し、部屋の番号や名前を聞かれても安易に教えない。

(3) 路上での被害

ア スリ、ひったくり、置き引き等窃盗事件

〈事例1〉

スバ市内の映画館（ビレッジ6シネマ）からスバマーケット方面に歩いていたら、すれ違ったフィジー人男1名が背後から被害者を羽交い締めにし、ズボンのポケットを探った。その際、腹部、顔に暴行を受けたため、叫び声を上げて助けを呼んだものの、周囲の者は無視していた。その犯人は、金品を盗らずにそのまま逃

走した。

〈事例 2〉

日没後、ナンディの繁華街で買い物及び夕食を済ませた後、少し離れたホテルまで徒歩にて向かう途中、数人のフィジー人男性に羽交い締めになされ、所持していた貴重品の入ったハンドバッグ等を強奪された。また、その際強く引っ張られたため転倒し、手足を負傷した。

〈事例 3〉

親しげに話しかけてくる現地人に気を許し、握手やハグに応じていた際、ズボンのポケットに手を伸ばし、財布を抜き取られた。

〈事例 4〉

バス停でバスを待っている間、口の開いたバッグから財布を抜き取られた。

〈事例 5〉

バスに乗って移動中寝てしまい、気付いた時にはバッグがなくなっていた。

〈事例 6〉

外出先から宿泊先ホテル前に横付けしたタクシーから降車しようとしたところ、3名の若者グループに囲まれ、携帯電話や現金を盗まれた。

〈主な防犯対策〉

- (ア) 夜間（早朝も含む）、危険地域や人通りの少ない地域への立ち入りは避ける。
特に夜間に単独での徒歩移動は絶対に避ける。
- (イ) 不審な人物に狙われていないか、常に周囲を警戒する。
- (ウ) 努めて複数で行動し、何かあった場合にはすぐに助けを呼べるようにしておく。
- (エ) 夜間に外出する必要がある場合には、自家用車又は信用できるホテルのタクシー等を利用し、巡回中の個人タクシーやミニバスは努めて利用しない。
- (オ) 万一、若者集団がたむろしている場所に遭遇した場合は、迂回して逃げる。
- (カ) 喧嘩等が発生しやすいバーやナイトクラブ等では、周囲の状況に注意し異変を感じたらすぐさまその場を離れる。

イ 偽ガイド・販売詐欺等

空港周辺や観光地にて、観光客を相手に安いホテルやツアーを紹介する等言って近寄ってくる偽ガイドや、路上販売の民芸品屋が、親しげに近寄ってきて名前を尋ね、素早く名前を木彫りに彫り込み、法外な値段で売りつけるといった被害が見られます。また、最近では押し売りによる被害も発生しています。主な邦人被害では、ナンディ国際空港内のカフェで国内線乗り継ぎのため待っていたところ、フィジー人男1名が「名所を案内する」と言ってきたので、同人に従ったところ、人気のない茂みに連れて行かれ、顔面及び身体を何度も殴打され、財布及びデジタルカメラ等を強奪された事案が発生しています。

〈主な防犯対策〉

- (ア) 押し売りが近づいてきても相手にしない。
- (イ) 土産物は、できれば複数の店で価格を確認し、商品に値札が付いている店構えの店で購入する。
- (ウ) 親しげに話しかけてくる者には、注意・警戒し、無視するか、きっぱり断るなど毅然とした態度をとる。
- (エ) 観光の案内や手配を持ち掛け（話しかけ）てくる者を相手にしない。観光の手配は、ホテルのツアーデスクや店舗をかまえた大手の旅行代理店を利用する。

(4) タクシー・ミニバスでの被害

ナンディ国際空港周辺では、料金メーターを使用しないタクシーが多く、観光客等短期滞在者が、それらタクシーを利用し、法外な料金を要求されたことでトラブルとなるケースが複数報告されています。

〈主な防犯対策〉

ア 利用に際しては、メーターの使用を促すか、行き先を正確に伝え、値段交渉することが必要です。空港から高級リゾートが点在するデラノウ島（約15km程度）までであれば、30フィジードル程度が目安。

イ 万が一トラブルになった場合には、無理に抵抗せず身の安全を第一に考え、車の番号や犯人の特徴等を記憶して速やかに警察に通報する。

(5) 違法薬物犯罪

近年、違法薬物（マリファナ（大麻）、覚せい剤及びその他脱法ドラッグ等）の製造、所持、取引等の犯罪が増加傾向にあり、治安当局は取り締まりを強化しています。違反者は外国人といえども例外的な取扱いはなく、厳しい処罰が科せられます。マーケット周辺や路上、ナイトクラブ等で観光客に麻薬らしき物を売りつけた後、捜査協力の奨励金目当てに警察に密告するようなケースも起きています。

〈主な防犯対策〉

面識のない人物から容易に物を受け取らない。密売人らしき者が近づいてきても一切無視する。

4. 事故対策

(1) 交通事故

近年、車両の増加とともに交通事故も増加しつつあり、在留邦人が交通死亡事故に遭遇するケースも発生しています。交通事故に遭遇しても、任意保険に加入している車両も少なく、また、交通事故の裁判には長期間（2～3年）を要するため、交通事故の被害に遭った場合には相手側に過失責任があっても、やむなく自分の車両の任意保険で修理費等を負担するケースが多くあります。

さらに、交通事故撲滅のためいたるところで速度超過、信号無視や一時不停止などの取り締まりが行われています。当地での道路事情、運転マナーは劣悪ですので、車

を運転される場合は細心の注意が必要であり、特に次の点に注意してください。

〈主な安全対策〉

- ア 舗装道路でも陥没している所が多く、また、郊外では、幹線道路でも放し飼いの牛や馬等の家畜が急に横切ることがあるため、適正な速度で運転することを心掛ける。急な減速や停止をする場合は、後続車からの追突を避けるため「ハザード・ランプ」を点灯させる。
- イ 夜間は街の中心部を除いて殆ど照明がなく、前方が見えないほどの大雨も時折発生するため、夜間の長距離運転は努めて避ける。
- ウ 交差点には殆ど信号機が無く、ラウンドアバウトと呼ばれる環状交差点（ロータリー）が主流となっている。ラウンドアバウトへの進入に際しては、右方向の車両を優先するというルールを守り徐行する。
- エ 方向指示器を出さずに急に右左折、割り込みを行うなど、運転マナーの悪いドライバーが多いので、車間距離は十分にとり方向指示器も早めに点灯させる。
- オ 制限速度は、幹線道路は80 km、集落の中では20～60 kmであるが、スピード制限を守らないドライバーが多いため、事故に巻き込まれないよう車間距離に注意する。集落の手前ではスピードバンプ（減速させるためのかまぼこ状の出っ張り）が道路にも設けられているため注意する。
- カ 横断歩道が無いところでも歩行者が頻繁に道路を横断するので車両速度に注意し、徐行に心がける。
- キ レンタカーを利用する場合は、契約する前に車両の整備状況、任意保険の補償内容を十分確認する。

(2) 遊泳、シュノーケリング、ダイビング中の事故

フィジーの海岸の大部分は珊瑚礁に囲まれており、環礁の内側は比較的波が穏やかですが、外側は波が高く流れも早いため、あやまって環礁の外に出てしまい、波にさらわれる事故が発生しています。また、ダイビング中にサメに襲われたと見られる行方不明事故も発生しています。

〈主な安全対策〉

- ア 遊泳、シュノーケリングは環礁の内側で行う。
- イ ホテルや専門店等で情報を入手し、危険な地域でのダイビング、サーフィン等は避ける。
- ウ 初心者は、現地の事情に精通したガイドのもとで行う。

5. テロ・誘拐等

現在のところフィジーでは国際テロ組織等の具体的脅威は確認されていませんが、近年、シリアやチュニジアにおける日本人が殺害されたテロ事件や、パリでの同時多発テロ事件などが発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼(ローンウルフ)型等のテロが発

生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないよう、海外安全情報、報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

6. 新型コロナウイルス

新型コロナウイルスへの対応を巡ってフィジー政府は強権的な面があり、市中感染の第1波及び第2波の初期においては事前通告なしにロックダウンや国際便の運休等の措置を講じたことにより、多くの邦人がフィジーから出国できない状況が生じました。また公共衛生に関する規制に違反した邦人が逮捕された事例も確認されています。さらには医療体制も脆弱なため邦人が感染しても必要な治療を受けることができない事態も発生していました。この様に、新型コロナウイルスに関する各種リスクが高いフィジーにおいては特に次の点に注意してください。

<主な安全対策>

- (1) 自身の海外旅行（赴任）保険を見直し、新型コロナウイルスに感染した場合でも十分な保障を受けられるように対策する。特にフィジー国内で十分な治療を受けられない際の国外緊急搬送には最大数千万円の費用を要するため、通常のクレジットカード付帯保険では不十分となりやすい。
- (2) フィジー政府が発表する公共衛生に関する規制の変更常に注意する（大使館から領事メールにて重要な発表は通知される。）。
- (3) 状況の悪化に応じて商用便が利用可能な間に早めの出国を検討する。

7. 子の連れ去り（ハーグ条約）について

フィジーは、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）締結国です。同条約は国境を越えた子供の不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること。）や留意（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを居住国に戻さないこと。）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続きが国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です。フィジー国内において上記のようなケースに当てはまる場合には、慎重に対応する必要があります。仮にDV被害に遭われて、その被害から逃れるための連れ去りであっても子どもを元の居住国に返還することを求められる場合もあるため、専門家とよく相談した上で対応することが必要です。

8. 医療品の持ち込み

医薬品の持ち込みに関する各国・地域の手続きについては、以下厚労省公式ホーム

ページ上に掲載されていますので、参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index_00005.html

9. 緊急連絡先

(1) 全国共通非常電話

クライム・ストッパーズ 917、(919)

消防署、救急車 911

(2) 在フィジー日本国大使館

電話番号：330-4633

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

テロ、クーデター、サイクロン、大地震及び津波等の緊急事態が発生した場合には、落ち着いて、より適切に対処し安全を確保することが大切です。本マニュアルでは、サイクロンに関わる情報収集要領や特に普段から準備しておくべき事、事態発生時の対処要領を記載しておりますのでご参照ください。

1. サイクロン

11月～4月は雨季に当たり、熱帯性サイクロン（台風）が発生します。サイクロンが上陸したり、2016年2月のサイクロン・ウINSTON、2020年4月のサイクロン・ハロルド、2020年12月のサイクロン・ヤサのように近くを通過する場合には、暴風雨により、海岸付近では高波にさらわれたり、川の氾濫、土砂崩れ、道路の崩壊等の危険性もあります。サイクロンの接近に際しては、海や川周辺から離れるとともに、場合によっては安全な場所に退避する必要がありますので、日頃よりサイクロン発生を含めた気象情報の入手に努めて頂くことが大切です。なお、サイクロンのシーズン通しての見積もりや予報などの情報については、フィジー気象局のウェブサイトを参考にしてください。

フィジー気象局 <http://www.met.gov.fj>

2. 普段の措置

(1) 在留届等

緊急時においては在留届の情報を基に在留邦人への支援を行うことを基本としています。届け出がない場合、緊急時必要な情報を大使館から提供できないばかりか、大使館が管轄国にいる邦人を認知できません。そのため以下の在留届等を在留期間に応じて提出してください。

ア 当地に3ヶ月以上滞在する予定の方は、在フィジー日本国大使館（巻末に連絡

先を記載)に「在留届」を提出してください。

イ 日本に帰国される場合や、長期に亘りフィジーを離れる予定のある方は、「帰国届」を提出してください。

ウ 住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先及び帯同者の内容等に変更があった場合は、その都度「在留届記載事項変更届」を提出してください。

エ 上述の「在留届」「帰国届」「変更届」は、下記のアドレスより、インターネットでも届出可能です。

「ORR net」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

オ また、「在留届」の提出義務のない3ヶ月未満の短期滞在の方について、滞在予定を登録していただけるシステム「外務省海外旅行登録(「たびレジ」)」を運用していますので、是非活用してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

(2) 連絡手段の確保・整備

大規模な緊急事態が発生した場合には、当館より安否確認や情報提供のためにお届け頂いた連絡先に連絡致しますので、連絡手段は常に整備し確保しておいてください。

(3) 避難方法の選定

状況に応じて避難場所や方法が異なりますので、下記の区分により予め避難場所の選定など対処要領を検討しておいてください。

ア 自宅待機：特定区域で緊急事態が発生し、自宅周辺に直ちに影響が及ぶ可能性が低い場合は、自宅に待機して連絡手段を確保しつつ情報収集に努める。

イ 一時退避：軽度の自然災害や火事等で居住地周辺に危険が迫り、自宅内に残留すると被害が及ぶ可能性が高くなった場合は、知人宅やホテルに避難し、大使館に連絡先を伝えるとともに情報収集に努める。

ウ 国外退避：テロ、クーデター等のフィジー全土に渡る緊急事態が発生し、状況の悪化が予想される場合は、住居の戸締まり等を厳重に実施し、速やかに商用機等で国外退避する。

エ 緊急退避：テロ、クーデター等のフィジー全土に渡る緊急事態が発生し、自力での国外退路が断たれた場合は、大使館との連絡手段を確保したうえで、指示された集結場所、日時等に従い、チャーター機等によって国外退避する。(なお、基本的に利用料金(エコノミー)は利用者の自己負担となる。)

(4) 緊急事態用物資等の整備

緊急事態が発生した場合には、食料、飲料水、医薬品、燃料等の入手が困難となることが予想されますので、普段より非常用物資を備蓄しておくよう心がけてください。また、国外に退避する場合に備え、待避が予想される国の入国時の要件等、必要事項を確認しておいてください。備えておいたほうが良い物資、事項等は概略以下のとおりです。なお、備蓄物資の中には長期保存に適さないものもありますの

で、随時使用期限を確認しておいてください。

ア 非常用食料（10日分程度）

イ 飲料水（10日分程度）、飲料水用消毒液、容器

ウ 医薬品

エ 燃料、懐中電灯、ろうそく、マッチ、乾電池、携帯充電器、モバイルバッテリー

—

オ ラジオ（停電時等はラジオが有用な情報源となります。）

カ 衣類、寝具（毛布等）、雨具

キ 食器、炊飯道具

ク 携帯電話

ケ 旅券（有効期限が6ヶ月以上残っているか・・・残存有効期間1年未満から切り替えが可能です）

コ 入国査証（退避先に応じて）

サ 海外旅行保険

シ カード類

ス 現金（航空券購入費用：フィジードル及び主要国通貨）

セ 自家用車のガソリンを満タンにしておく

3. 有事の措置

(1) 安全確保

緊急事態が発生した場合は、予め決めておいた避難方法に従い安全確保に努めるとともに、可能な限り情報収集を行ってください。

(2) 大使館への連絡

緊急事態が発生した場合は、大使館では在留邦人の皆様の安否確認を行っていません。しかしながら、緊急事態発生の場合には、その多くの場合、電話回線が不通になるという事態に陥るおそれがあります。大使館から皆様に連絡するよう努めますが、状況が許せば皆様からも大使館に連絡のうえ、安否についてご報告してください。

(3) 大使館からの連絡

緊急事態が発生した場合は、大使館よりEメールや電話にて安否確認や情報提供を行います。

(4) 外務省（本邦）からの連絡

緊急事態が発生し、事態が長期化した場合には、外務省ホームページやスポット情報等で情報提供いたします。

(5) 個人による国外退避

事態の推移を勘案して、外務省より「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が発出された場合は、可能な限り速やかに、各人で国外退避するようお願い致します。

(6) 一時集結場所

事態が急速に悪化し、個人による国外退避が不可能な状態となった場合は、情勢を確認しつつ安全な場所を一時集結場所として指定します。

(7) 一時集結場所までの移動要領

ア 可能な限りグループを作り、自力で移動してください。

イ 自力での移動が不安な場合は、治安当局に対し安全確保を依頼してください。状況によっては大使館が支援します。

ウ チャーター機等で国外に退避する事態となった場合は、一時集結地場所から国際空港までの移動手段は大使館が確保します。

IV おわりに

海外においては、「自分の身は自分で守る」の心構えで常に警戒心を持ち、万が一の場合に備えて普段から周到に準備しておくことが重要です。また、不幸にして犯罪や非常事態に遭遇してしまったら、努めて冷静に対応し、被害を最小限にとどめるようにすることも必要です。大使館と致しましても、皆様が少しでも安全にお過ごしになられますようご支援をさせていただきますので、ご質問等がございましたら下記連絡先宛てにお気軽にご連絡ください。

在フィジー日本国大使館

住所：Embassy of Japan

Level 2 BSP Life Centre、

Thomson Street、Suva、Fiji

(G. P. O. Box 13045)

Tel：3304633、3302122

領事・警備班専用E-mail：ryoji.fiji@fj.mofa.go.jp